

答 申 書
(答申第71号)
平成20年3月31日

1 審査会の結論

重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、北海道立衛生研究所が契約制度を悪用し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号並びに北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第162条の2第6号及び第165条第1項の規定に基づく随意契約を偽装した際に徴取した、重油地下タンクの清掃及び点検の平成18年8月23日付け見積書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検において随意契約を偽装し徴取した見積書は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第2条第2項は、公文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

さらにその解釈として「北海道情報公開条例の施行について（平成10年4月1日北海道総務部長通達。以下「通達」という。）」では、次のように記載されている。

- ・ 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。
- ・ なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。
- ・ また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複す

る当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

- ・ 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

イ 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

北海道立衛生研究所が執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務は、平成18年9月21日に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第162条の2第6号の規定により随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定し、この3者から平成18年9月28日に見積書の提出があったものである。

異議申立人が平成18年8月23日付けで提出したという見積書（以下「本件見積書」という。）は、平成19年8月8日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第60号（以下「既答申」という。）で判断されたとおり、財務規則に基づいたものではないことから、当該開示請求に対応する公文書ではない。

なお、事務担当者を確認したところ、本件見積書は、異議申立人から事務担当者に対し、営業活動の中で提出させてほしいという要望があり、担当者としては、市場価格の動向の参考とするため、提出を応諾したものである。

本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、個人的な検討段階にとどまるものであるため、条例第2条第2項に規定する「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは言えないことから、条例上の公文書にも該当しないものであり、契約終了後に廃棄したものである。

ウ 当審査会は、「平成18年9月に実施した道立衛生研究所の暖房用地下重油タンクの漏洩検査に係る契約に関する書類一切」の開示請求に係る既答申において、「実施機関の契約に関する事務が財務規則に基づき行われていることからすれば、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定している本件公文書（重油地下タンクの清掃及び点検業務に関する決定書（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定。以下同じ。））が本件開示請求の対象公文書であると認められる。異議申立人は、本件公文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書となる見積書があると主張するが、異議申立人が主張する見積書は、実施機関が見積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前に提出されたものであることから、契約を締結するための見積書とは認められない。」と判断している。

本件開示請求では、本件見積書自体を対象としていることから、当審査会としては、実施機関が現に取得している本件見積書が条例上の公文書に該当するかどうか

判断することとする。

本件見積書が条例上の公文書に該当するかどうかを判断するには、本件見積書について「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかを判断するのが適当であり、そのためには、通達に掲げる①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況の3点について検討することが必要である。

(ア) 作成又は取得の状況

本件見積書は、既答申で判断したとおり、実施機関が財務規則に基づき見積書を徴取することを決定した以前に提出されたものであり、契約を締結するためのものではないことから、職員個人の便宜のためにのみ取得したものと認められる。

(イ) 利用の状況

本件見積書は、既答申で判断したとおり、契約を締結するためのものではなく、現に当該契約に係る決定書に添付されていないことから、業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものではなく、他の職員がその職務上利用しているものではないと認められる。

(ウ) 保存又は廃棄の状況

本件見積書は、既答申で判断したとおり、契約を締結するためのものではなく、現に当該契約に係る決定書に添付されていないことから、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものではなく、専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であると認められる。

(エ) 以上のことを総合的に判断すると、本件見積書については、上記で検討したように作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況からは、公文書の定義で要件とされる「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるということとはできないものであり、したがって、公文書ではないと判断する。

本件見積書が条例上の公文書ではないことから、本件見積書は、条例に基づく開示請求の対象公文書ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年12月9日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号69）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年12月28日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成20年2月25日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成20年3月19日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成20年3月28日 （第29回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成20年3月31日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申